

第7章 基本事業の目標量

基本事業の目標量

国指針に基づき各市町村において事業目標量を設定しているものです。
本市の人口推計及び「次世代育成支援に関する調査」等で得られたニーズ量や事業の供給体制に基づき、各事業の目標事業量を算出しました。(事業説明は次ページに記載しています)

項目	16年度実績	前期計画		後期計画	
		21年度目標事業量	21年度実績(見込)	26年度目標事業量	
通常保育事業 (認可保育所)	入所児童数	5,286人	5,351人	5,351人	4,936人
特定保育事業	定員	0人	0人	36人	83人
	箇所数	0カ所	0カ所	6カ所	10カ所
延長保育事業	利用児童数	2,995人	1,162人	1,162人	1,194人
	箇所数	30カ所	36ヶ所	36ヶ所	37カ所
トワイルイトステイ	人数	(定員)6人	(定員)6人	25人	25人
	箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
休日保育事業	定員	0人	120人	0人	50人
	箇所数	0カ所	2カ所	0カ所	5カ所
病後児保育事業	人数	(定員)10人	(定員)10人	961人	942人
	箇所数	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
一時預かり事業 (保育所型)	定員	40人	60人	24人	40人
	箇所数	4カ所	6カ所	7カ所	10カ所
一時預かり事業	人数	—	—	2,624人	11,194人
	箇所数	—	—	2カ所	5カ所
ショートステイ事業	箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
放課後児童健全 育成事業	人数	(定員)1,600人	(定員)1,880人	2,037人	2,105人
	箇所数	38カ所	44カ所	42カ所	44カ所
放課後こども教室	箇所数	—	—	3カ所	3カ所
地域子育て支援 拠点事業	箇所数	0カ所	5カ所	16カ所	18カ所
ファミリー・サポート・ センター事業	箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

●通常保育事業(認可保育所)

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たして、都道府県知事に認可された施設です。保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育します。

●特定保育事業

パートタイム勤務や育児短時間勤務等保護者の就労形態の多様化等に対応するため、週に2～3回保育所での保育を実施する事業です。

●延長保育事業

民間保育所で、11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長を行う事業です。

●トワイライトステイ

保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、子どもを養育できない場合やその他の緊急の場合に、子どもを預かる事業です。

●休日保育

保護者の就労形態の多様化に対応するため、日曜日や国民の祝日等においても保育に欠ける児童に対する保育の実施を行う事業です。

●病後児保育事業

保護者が就労している場合等で、子どもが病気回復期だが、自宅での保育ができない場合、一時的に病後児を預かる事業です。

●一時預かり事業(保育所型)

保育所等を利用していない家庭等の子どもを、理由を問わず保育所で一時的に預かる事業です。

●一時預かり事業

保育所等を利用していない家庭等の子どもを、理由を問わず一時的に預かる事業です。

●ショートステイ事業

保護者が疾病、疲労、その他身体上若しくは精神上又は環境上の理由により子どもの養育が一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う預かりを行います。

●放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業です。

●放課後こども教室

放課後や週末等に、小学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安全・安心な活動場所を提供する事業です。地域の方々の参画を得て勉強やスポーツ・文化活動等を行います。

●地域子育て支援拠点事業

公共施設内のスペースや保育園内等で子育て中の保護者の交流の場の提供や子育て相談、情報の提供、子育て講座の実施等を行う事業です。

●ファミリー・サポート・センター事業

地域において子どもの預かり等を行いたい者と援助を受けたい者からなる組織の運営を行う事業です。

第8章 計画の推進体制

計画の推進体制

基本目標に基づいて計画的に施策を推進していくために、市の関係部署をはじめとして地域コミュニティや教育・保健・医療・福祉等に関係する団体、社会福祉法人やNPO法人など子どもに関わるすべての人との連携を進めていきます。

また、毎年度ごとの進捗状況を評価するため、支援施策の実施状況調査を行い、サービス利用者に対しアンケート調査を実施し、その内容について報告します。

また、子育て支援関連事業の利便性の向上を図るための意見をいただくために、市民中心で構成する次世代育成支援行動計画推進委員会会議を開催し、総合的な評価を行うことにより、改善の必要性の有無や改善内容を検討します。

● 松戸市次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱 (一部抜粋)

(目的)

第1条 松戸市次世代育成支援行動計画(以下「行動計画」という。)の着実な推進を図るため、松戸市次世代育成支援行動計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の推進及び評価に関すること。
- (2) 行動計画の推進に関する市民意識の高揚を図ること。
- (3) 行動計画の推進に関するサービスの生産性の向上を図ること。
- (4) その他、行動計画の推進に関し、必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 推進委員会委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(組織)

第5条 推進委員会には、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により決定し、副会長は、会長の指名した者とする。

3 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、会長が招集し、議長となる。

2 推進委員会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させて意見を聞き、又は説明若しくは資料提供を求めることができる。

《参考》

児童の権利に関する条約

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、18歳未満のすべての子どもを対象に、子どもの基本的人権を守るために、1989年の国連総会で採択されました。日本は1994年に批准しています。

「子どもの権利条約」が定めている権利
この条約は大きくわけて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。そして、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとしています。

1 生きる権利

- ・防げる病気などで命をうばわれないこと。
- ・病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

- ・教育を受け、休んだり遊んだりできること。
- ・考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

- ・あらゆる種類の虐待(ぎゃくたい)や搾取(さくしゅ)などから守られること。
- ・障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

4 参加する権利

- ・自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

参考資料

日本ユニセフ協会 HP http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

I 行動計画策定経過

平成20年度		
1月	20日	松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
2月	4日	松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
	18日	松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
3月	18日	松戸市次世代育成支援行動計画 推進委員会 開催
	23日	松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
平成21年度		
5月	13日	松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
6月	11日	松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
	24日	松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
	26日	松戸市次世代育成支援行動計画 第1回 市民会議 開催
	29日	松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
7月	9日	松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
	29日	松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
8月	19日	松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
	24日	まつど・こどもフォーラム
	25日	まつど・こどもフォーラム
10月	14日	松戸市次世代育成支援行動計画 第2回 市民会議 開催
	24日	まつど・こどもフォーラム
	27日	松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
1月	29日	松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
2月	3日	松戸市次世代育成支援行動計画 第3回 市民会議 開催
2月15日～3月10日		パブリックコメント(意見募集)手続実施

●松戸市次世代育成支援行動計画 第1回 市民会議

日時 平成21年6月26日 18:00～20:30

場所 松戸市役所 7階大会議室

内容

- (1)委嘱状交付
- (2)市民意識調査の結果について市長挨拶
- (3)計画策定に向けた意見交換

●松戸市次世代育成支援行動計画 第2回 市民会議

日時 平成21年10月14日 18:00～20:30

場所 女性センター 4階ホール

内容

- (1)前期計画の達成状況について
- (2)次世代育成支援施策及び事業の現状について
- (3)後期計画(基本事業)の目標について
- (4)施策の体系についてのワークショップ

●松戸市次世代育成支援行動計画 第3回 市民会議

日時 平成22年2月3日 18:00～20:30

場所 松戸市役所 議会棟 3階特別委員会室

内容

- (1)次世代育成支援行動計画素案について
- (2)意見交換(ワークショップ)

Ⅱ 松戸市次世代育成支援市民会議設置要綱

松戸市次世代育成支援市民会議設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法第8条の規定による次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するにあたり、必要な事項を協議するため、松戸市次世代育成支援市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(委員)

第2条 市民会議は、松戸市次世代育成支援行動計画推進委員会委員(以下「推進委員」という。)及び別表に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって決定し、副会長は、会長の指名した者とする。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、健康福祉本部児童家庭担当部子育て支援課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行し、平成22年3月31日をもって廃止する。

資料編

Ⅲ 松戸市次世代育成支援市民会議委員名簿（50音順）

●設置期間 平成21年6月～平成22年3月

分野	所属	氏名
福祉関係者	松戸市おやこDE広場ネットワーク会議	荒 久美子
公募市民		新井 節子
福祉関係者	松戸市民生委員児童委員協議会理事	池田 将男
教育関係者	松戸市PTA連絡協議会副会長	イサニ 友子
福祉関係者	松戸市放課後児童クラブ法人連絡協議会長	石井 錦一
経済関係者	松戸商工会議所総務課長	入江 和彦
福祉関係者	児童養護施設晴香園施設長(副会長)	沖 和汎
保健医療関係者	松戸市医師会	小野 元子
教育関係者	松戸私立幼稚園連合会長	小嶋 功
学識経験者	日本子ども家庭総合研究所主任研究員(会長)	斉藤 進
福祉関係者	松戸市保育園協議会役員	杉本 景子
教育関係者	松戸市子ども会育成会連絡協議会役員	鈴木 洋子
公募市民		武中 悦子
教育関係者	松戸市立小学校校長会	竹本 克己
公募市民		田村 陽子
男女共同参画関係者	まつど女性会議代表	中村 三千香
学識経験者	聖徳大学子育て支援社会連携研究センター長補佐	西 智子
公募市民		米長 保
公募市民		和島 直樹

IV 松戸市次世代育成支援ワーキングチーム名簿

第1次 ワーキングチーム

●設置期間 平成20年12月～平成21年3月

役職	所属	職制	氏名
座長	市民環境本部 商工観光課	主査	藤谷 隆
副座長	総務企画本部 人事課	主査	斉藤 寛之
副座長	市民環境本部 協働推進課	主査	山内 将
委員	総務企画本部 企画管理室	主事	木村 朗子
委員	女性センター	主査	横山 忍
委員	市民環境本部 企画管理室	主査	鈴木 由美子
委員	健康福祉本部 企画管理室	主任主事	関口 貴之
委員	保健福祉課	副保健師長	若井 好
委員	保険課	主査	菊 正義
委員	保育課	主査	須田 聖子
委員	都市整備本部 企画管理室	主査	臼井 弘子
委員	生涯学習本部 企画管理室	主任主事	酒井 恭子
委員	教育総務課	主幹	根本 定
委員	社会教育課	主査	関根 嗣人
委員	こども課	主任主事	斉藤 政彦
委員	教育研究所	指導主事	石井 理恵子
アドバイザー	総務企画本部 女性センター	課長補佐	宮下 宏幸
事務局	健康福祉本部 児童福祉課	課長	高尾 司
		課長補佐	竹本 敏一
		主査	鈴木 祐二

第2次 ワーキングチーム

●設置期間 平成21年4月～平成22年3月

役職	所属	職制	氏名
座長	健康福祉本部 介護支援課	主査	秋庭 良一
副座長	総務企画本部 人事課	主査	斉藤 寛之
副座長	市民環境本部 協働推進課	主査	山内 将
副座長	健康福祉本部 企画管理室	主任主事	関口 貴之
委員	総務企画本部 企画管理室	主任主事	木村 朗子
委員	女性センター	主査	横山 忍
委員	市民環境本部 企画管理室	主査	鈴木 由美子
委員	健康福祉本部 保健福祉課	副保健師長	若井 好
委員	保育課	主査	須田 聖子
委員	都市整備本部 企画管理室	主査	土屋 由美子
委員	都市計画課	主査	菊 正義
委員	生涯学習本部 企画管理室	主任主事	酒井 恭子
委員	教育総務課	主幹	根本 定
委員	社会教育課	主査	関根 嗣人
委員	青少年課	主査	越光 栄樹
委員	教育研究所	指導主事	千葉 貴子
アドバイザー	健康福祉本部 高齢者福祉課	課長補佐	宮下 宏幸
事務局	健康福祉本部 子育て支援課	課長	高尾 司
		課長補佐	竹本 敏一
		主幹	堤 和子
		主幹	藤谷 隆
		主事	吉井 舞

実施事業一覧表

I. 子どもにとって安らげる家庭・家族であること

I-1 子育ての充実感を持つ事ができる

I-1-① 親が楽しく子育てし続ける

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 子育て支援情報の提供	1 ★子育てホームページ事業	わかりやすい子育て情報を掲載した子育てホームページを管理・運営します。インターネットを活用して個人個人に必要な情報の提供や知りたい情報が的確に取得できるシステムを構築します。	子育て支援課
	2 子育てガイドブックの発行	わかりやすい子育て情報を掲載した子育てガイドブックと子育てマップを発行します。	子育て支援課
2 地域子育て支援事業	3 おやこDE広場	概ね3歳までの乳幼児とその保護者が遊びに行ける広場を実施します。講座・相談・情報提供も実施します。	子育て支援課
	4 子育て支援センター	概ね3歳までの乳幼児とその保護者が遊びに行ける広場を実施します。保育士による講座・相談・情報提供も実施します。	子育て支援課
3 乳幼児の親子の広場	5 子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施しています。子育てに関する情報提供も行います。	健康福祉本部 企画管理室 (社会福祉協議会)
	6 民間の広場	市内のNPO法人や大学が親子を対象にした広場を実施しています。	子育て支援課
	7 個育てサロン	親子で、個性を育む絵本や雑誌・図書をみたり、語り合ったりする場を実施しています。	女性センター
	8 保育所・保育園の地域交流	保育所(園)の児童と地域の乳幼児との交流や保育所(園)の行事への参加、子育ての相談などを行っています。	保育課
4 親子の遊び場	9 都市公園	市内には379か所(うち緑地106か所)の公園があり、維持管理を行っています。	公園緑地課
	10 親水広場	きれいになってきた松戸の水辺に親子でふれあえる親水広場があります。	河川清流課
	11 こどもの遊び場	子どもたちがいつでも安心・安全に遊べる場所として、こどもの遊び場の確保・整備及び維持管理を行っています。	青少年課
	12 21世紀の森と広場	「千駄堀の自然を守り育てる」をコンセプトにつくられた、自然が豊かな、広大な公園です。	公園緑地課
	13 児童福祉館事業	18歳未満の児童等を対象にした施設です。イベント・講座等も実施しています。また、市内の公共施設で実施する、移動児童館も行っています。	子育て支援課
	14 こども館事業	18歳未満の児童等を対象にした施設です。イベント・講座等も実施しています。	子育て支援課
	15 青少年会館	小学生から35歳までの人を対象に仲間づくりの場や学習機会を提供しています。講座等の開催も行っています。	青少年会館
5 子育ての自主グループ活動支援	16 地域子育て支援センターのサークル支援事業	地域子育て支援センターでは、サークルについての相談の受付やサークル同士の交流について支援をしています。	子育て支援課
6 図書館事業	17 ★子ども読書推進センター	子どもの読書活動を推進するため、子ども読書推進センターを開設します。	図書館

I-1-② 子育ての負担感を軽減する

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 多様な相談	18 家庭児童相談(家庭児童相談室)	家庭問題や児童の養育上の問題やしつけ等について、専門の相談員が相談に応じます。	子育て支援課
	19 健康相談	母子の健康や育児について保健師・栄養士・歯科衛生士・理学療法士が相談に応じます。	保健福祉課

	20	メール、電話の育児相談(地域子育て支援センター)	地域子育て支援センターの保育士が、メールや電話で育児についての相談に応じます。	子育て支援課
	21	おやこDE広場の相談	おやこDE広場のスタッフが、育児についての相談に応じます。	子育て支援課
	22	青少年相談	子どもの悩み事や非行防止のことなどについて相談に応じます。	青少年課
	23	教育相談	小中学生の教育上の悩みや就学前児の就学に関する悩みについて、専門的立場から相談に応じます。	教育研究所
	24	発達相談	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	こども発達センター
	25	育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんを親を対象に、健康相談や子育て、仲間づくりについての話し合いをします。	保健福祉課
	26	新生児訪問	生後28日以内に市内在住の新生児を助産師・保健師が訪問して健康相談に応じます。	保健福祉課
	27	乳児家庭全戸訪問	生後4ヶ月までの乳児がいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みを聞きながら助言を行うとともに、適切な保健サービスの提供と社会からの孤立を防ぐことで、虐待の予防を図ります。	保健福祉課
	28	健康推進員の家庭訪問	市から委嘱された健康推進員が、各担当地区の妊婦や乳児の家庭訪問を行います。市民と市のパイプ役となって、市民の健康づくりのお手伝いをします。	保健福祉課
2 妊産婦の不安の軽減	29	ママパパ学級	安心してお産にのぞめるように妊娠・出産・育児についての講話、妊娠の疑似体験、赤ちゃんのおむつ交換、沐浴などの体験ができます。	保健福祉課
	30	母子健康手帳の交付	妊娠から就学前までの母子の健康状態を記録します。妊娠中の健診や子どもの健康診査、予防接種の際に使用します。	保健福祉課
	31	出産直後の育児支援事業	出産直後の育児支援を希望する家庭に、保育士等の資格のある者が訪問して、家事や育児の支援を行います。	子育て支援課
	32	育児支援家庭訪問サービス	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭において、安定した児童の養育ができるよう、有資格者が家庭に訪問して育児指導や養育指導等を行います。	子育て支援課
3 一時預かりサービス	33	★保育所の一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難な場合に利用できる一時預かり事業の充実を図ります。	保育課
	34	★乳幼児一時預かり事業	保護者のリフレッシュ等を目的として、理由を問わずに、4時間まで就学前の子どもを預かります。	子育て支援課
	35	幼稚園の預かり保育	市内の私立幼稚園では、預かり保育を行っている施設があります。	教育総務課
	36	★ファミリー・サポート・センター事業	地域の中で、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人で相互に育児の援助活動を行う会員組織の運営を行います。機能の充実や年齢拡大などの、より利用しやすい仕組みを構築します。	子育て支援課
	37	こどもショートステイ事業	仕事や病気などで保護者が子どもの養育をするのが困難なとき、一時的に養育します。夜間や宿泊を伴う預かりにも対応します。	子育て支援課
	38	病後児保育事業	病気回復のため、集団保育や家庭保育が困難な小学校3年生までの子どもを預かります。	子育て支援課
4 授乳おむつ替えスペースの提供事業	39	★授乳おむつ替えスペース(赤ちゃんぽけっと)の提供事業	市内の公共施設などで、授乳・おむつ替えスペースの提供を行います。商業施設等、提供する施設を拡充します。	子育て支援課

実施事業一覧表

I-2 親として子どもを育てる力(親力(おやぢから)を向上する

I-2-① 相談支援が受けられる場をつくる

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 多様な子育て講座	40 地域子育て支援センターの出前講座	市内の各地域に出張して、子育てについての講座を実施します。	子育て支援課
	41 おやこDE広場の育児講座	各おやこDE広場で、子育てに関する講座を実施します。	子育て支援課
	42 育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんを親を対象に、健康相談や子育て、仲間づくりの話し合いをします。	保健福祉課
	43 おやこくらぶ	親子間のコミュニケーションを深める一助となることを目的に講座を実施しています。	公民館
	44 幼児家庭教育学級	10回程度の連続子育て講座を年に2回実施しています。	公民館
	45 離乳食教室	栄養士が離乳食の作り方を教えます。	保健福祉課
	46 わんぱく歯科くらぶ	1歳6か月児歯科健康診査を受けた子を対象に、虫歯予防の教室を2歳から3歳5か月までの時期に実施します。	保健福祉課
2 父母になるための事業	47 ママパパ学級	安心してお産に臨めるように妊娠・出産・育児についての講話、妊娠の疑似体験、赤ちゃんのおむつ交換、沐浴などの体験ができます。	保健福祉課
	48 母子健康手帳の交付	妊娠から就学前までの母子の健康状態を記録します。妊娠中の健診や子どもの健康診査、予防接種の際に使用します。	保健福祉課
	★父親のための育児手帳の作成・配付	父親になる人が、親として子どもを育てる力を育むことへの支援として父親のための育児手帳を作成し、発行します。	女性センター
	★父親のための育児情報の提供	子育てに関する情報誌やパンフレットに父親の子育て支援を含め、子育ての知識や心構えなどの情報を掲載し、情報提供を行います。	子育て支援課 保健福祉課
3 食育の推進	51 食育の推進	「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことができるよう、3つの基本目標からなる「松戸市食育推進計画」を平成20年3月に策定し、食育を進めています。	健康福祉本部 企画管理室
4 多様な相談	52 家庭児童相談(家庭児童相談室)	家庭問題や児童の養育上の問題やしつけ等について、専門の相談員が相談に応じます。	子育て支援課
	53 健康育児相談	母子の健康や育児について保健師・栄養士・歯科衛生士・理学療法士が相談に応じます。	保健福祉課
	54 メール、電話の育児相談(地域子育て支援センター)	地域子育て支援センターの保育士が、メールや電話で育児についての相談に応じます。	子育て支援課
	55 おやこDE広場の相談	おやこDE広場のスタッフが、育児についての相談に応じます。	子育て支援課
	56 青少年相談	子どもの悩み事や非行防止のことなどについて相談に応じます。	青少年課
	57 教育相談	小中学生の教育上の悩みや就学前児の就学に関する悩みについて、専門的立場から相談に応じます。	教育研究所
	58 発達相談	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	こども 発達センター
	59 育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんを親を対象に、健康相談や子育て、仲間づくりについての話し合いをします。	保健福祉課
	60 乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みを聞きながら助言を行うとともに、適切な保健サービスの提供と社会からの孤立を防ぐことで、虐待の予防を図ります。	保健福祉課

I-2-② 生活基盤安定のために経済的支援をする

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 児童手当制度	61 児童手当制度	児童の健全育成を図るため、小学校3年生までの児童を養育している人に手当を支給します。	子育て支援課
2 乳幼児医療費助成制度	62 乳幼児医療費助成制度	乳幼児の医療に要する費用を負担するその保護者に当該費用の全部または一部を助成します。	子育て支援課
3 入院助産制度	63 入院助産制度	経済的理由により入院助産を受けることができないと認められる人が、受けられる制度です。	子育て支援課
4 出産育児一時金	64 出産育児一時金	国民健康保険被保険者が出産する際、出産一時金を支給します。	保険課
5 父子家庭への支援	65 ★父子家庭養護費の支給	父子家庭の児童が一時的に養育に欠けたとき、その養護のために要した費用を助成します。	子育て支援課
	66 ★ひとり親医療費助成制度	母子・父子家庭で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養していて、前年の所得が制限未満である家庭に対し、保険医療費の自己負担額に対して助成します。	子育て支援課
	67 ★ひとり親家庭就労促進事業	ひとり親家庭の父・母及び寡婦が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。	子育て支援課
6 母子家庭への支援	68 ★児童扶養手当	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るため、父親と生計を共にしていない、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童をもつ保護者に支給します。	子育て支援課
	69 ★ひとり親家庭就労促進事業	ひとり親家庭の父・母及び寡婦が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。	子育て支援課
	70 ★ひとり親就労促進プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子自立支援プログラム策定員を配置し、自立支援計画書を策定し、就職支援を実施します。	子育て支援課
	71 ★母子家庭高等訓練促進事業	就業に結びつきやすい資格に係る、養成訓練の受講期間の一定期間について、高等訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。	子育て支援課
	72 ★ひとり親医療費助成制度	母子・父子家庭で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養していて、前年の所得が制限未満である家庭に対し、保険医療費の自己負担額に対して助成します。	子育て支援課

実施事業一覧表

I-3 親が子どものために家庭と仕事の両立ができる環境を整える

I-3-① 親が働いている家庭を支援する

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 保育事業	73 ★保育所の整備・民営化	待機児童の解消に向け、保育需要に応じた認可保育所の整備を民間の活力を活かし推進していきます。また、児童の安全確保のため、保育所の耐震化対応などの老朽化対策を推進します。併せて、業務委託中の公立保育所の移管を進めていきます。	保育課
	74 ★延長保育事業	保護者の就労形態に応じ利用できる延長保育事業の充実を図ります。	保育課
	75 ★休日保育事業	休日に就労している保護者のために、休日保育事業の実施について検討を進めていきます。	保育課
	76 ★特定保育事業	就労形態により週2日または3日利用できる特定保育事業の充実を図ります。	保育課
	77 病後児保育事業	病気の回復期にある小学3年生までで集団保育や家庭における保育が困難な乳幼児の保育を一時的に行います。	子育て支援課
2 放課後児童クラブ事業	78 ★放課後児童クラブの整備	学校外にある施設や老朽化の激しい施設などの整備を進めていきます。	子育て支援課
	79 ★放課後児童クラブ事業の適正化	専門家等による事業評価に基づき、運営法人と連携してクラブ事業の質の向上を推進していきます。	子育て支援課

I-3-② これから働きたい人のための支援をする

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 多様な就労支援施策	80 商工観光課の就労支援事業	男女を問わず安定した就労ができるよう、「若年者のパソコン講座」の実施、「Let'sまつど」の運営、「働く女性のしおり」「パートタイマーQ&A」の発行を行っています。	商工観光課
	81 女性センターの就労支援事業	働きたいと考える女性のための講座や、幅広い情報提供を行うしごとサポートコーナーを実施しています。	女性センター
	82 ★ひとり親家庭就労促進事業	ひとり親家庭の父・母及び寡婦が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。	子育て支援課
	83 ★ひとり親就労促進プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子自立支援プログラム策定員を配置し、自立支援計画書を策定し、就職支援を実施します。	子育て支援課
2 保育事業の充実	84 ★母子家庭高等訓練促進事業	就業に結びつきやすい資格に係る、養成訓練の受講期間の一定期間について、高等訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。	子育て支援課
	85 ★保育所の一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難な場合に利用できる一時預かり事業の充実を図ります。	保育課

I-3-③ 子育てのための雇用環境・就労支援をする

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 特定事業主	86 次世代育成支援行動計画の策定	事業主として職員を対象とした行動計画を策定し、率先して積極的な取り組みを推進していきます。	人事課
	87 労働相談	セクハラや妊娠による不当な扱いなど、労働に関する相談に社会保険労務士が対応します。	商工観光課
	88 労働セミナー	事業者や市民を対象に男女雇用均等法の遵守、セクシュアルハラスメントの防止、女性の活用などをテーマにセミナーなどを開催します。	商工観光課

I-4 虐待等が起こらないようにする

I-4-① 虐待を防止するための仕組みを整える

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 ネットワークの拡大充実	89 子どもと女性暴力防止地域対策協議会	要保護児童に係る情報の共有化や関係機関の役割分担の明確化等を図るため、協議会を実施します。	子育て支援課
	90 乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みを聞きながら助言を行うとともに、適切な保健サービスの提供と社会からの孤立を防ぐことで、虐待の予防を図ります。	保健福祉課
	91 育児支援等家庭訪問サービス	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭において、安定した児童の養育ができるよう、有資格者が家庭に訪問して育児指導や養育指導等を行います。	子育て支援課

I-4-② 発見後対応・支援の仕組みを考える

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 ネットワークの拡大充実	92 子どもと女性暴力防止地域対策協議会	要保護児童に係る情報の共有化や関係機関の役割分担の明確化等を図るため、協議会を実施します。	子育て支援課
	93 ★児童家庭支援センターとの連携	児童養護施設晴香園に設置される児童家庭支援センターと協力・連携し18歳未満の子どもや家族に関する様々な相談を受け付けます。	子育て支援課

実施事業一覧表

Ⅱ. 子どもから広がる地域づくり

Ⅱ-1 子どもが安心して過ごすことができる地域をつくる

Ⅱ-1-① 子どもがのびのび遊べる地域をつくる

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 子どもが遊ぶ場所の充実	94 都市公園	市内には379か所(うち緑地106か所)の公園があります。	公園緑地課
	95 親水広場	きれいになってきた松戸の水辺とふれあえる親水広場があります。	河川清流課
	96 こどもの遊び場	子どもたちがいつでも安心・安全に遊べる場所として、こどもの遊び場の確保・整備及び維持管理を行っています。	青少年課
	97 21世紀の森と広場	「千駄堀の自然を守り育てる」をコンセプトにつくられた、自然が豊かな、広大な公園です。	公園緑地課
	98 児童福祉館・こども館	18歳未満の児童等を対象にした施設です。イベント・講座等も実施しています。	子育て支援課
	99 青少年会館	小学生から35歳までの人を対象に仲間づくりの場や学習機会を提供しています。講座等の開催も行っています。	公民館 (青少年会館)
2 小学生の放課後の過ごし方	100 ★地域放課後児童支援事業	小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、学習やスポーツ、文化活動等のさまざまな事業を行い、子どもから広がる地域の子育て力を育て、子育て支援活動の促進支援を行います。	子育て支援課

Ⅱ-1-② 大人が子どもを見守る地域をつくる

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 警防ネットワーク事業	101 こども110番の家	いざという時に子どもが逃げ込める家や施設に、目印のプレートを貼り、子供達が事件や事故に巻き込まれるのを防ぎます。	生活安全課
	102 自主防犯パトロール事業	防犯団体・町会・ボランティアなどの協力により防犯パトロールを実施しています。	生活安全課
	103 スクールガード	各学校でボランティアを募集し、登下校時等に見回りを実施しています。	保健体育課
	104 青パト防犯パトロール	青色回転灯装備車両によるパトロールを強化しています。	生活安全課
2 地域の団体・企業の見守り	105 町会、自治会の見守り	町会・自治会の見守り活動を、防犯用品貸与により支援しています。	生活安全課
	106 民生委員(児童委員)活動	問題解決のために行政や関係機関とのパイプ役をつとめています。	福祉事務所
	107 商店会の見守り	商店会が地域の子どもの登下校児の見守り、声かけ等を実施しています。	商工観光課
	108 ★まつど子育て応援大作戦事業～まつどドリーム事業	子育てをすることが楽しく幸せに感じることができるように、ホームページでの情報提供を行うとともに、市内商業施設・地域の方々等と連携し、子ども達を暖かく見守り、子育てを応援する取組を構築します。	子育て支援課 市民課 商工観光課 IT推進課

II-2 子どもとのふれあいを通じて人々がつながる多様なネットワークができる

II-2-① 乳幼児の広場から広げるネットワークづくりをする

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 市内子育て支援団体の連携	109 子育てフェスティバル事業	子育て支援を行う団体の連携を図り、また、市民に子育ての情報提供ができるように子育てフェスティバルを開催します。	子育て支援課
2 地域子育て支援事業からの情報発信	110 ★地域子育ての拠点の充実と子育てコーディネーター事業(おやこDE広場・地域子育て支援センター)の推進	地域子育て支援センターとおやこDE広場は、乳幼児とその保護者のための施設として、様々な情報の発信や子育てコーディネーターの配置など、子育て支援の拠点として位置づけます。	子育て支援課
	111 子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施しています。子育てに関する情報提供も行います。	健康福祉本部 企画管理室 (社会福祉協議会)
	112 民間の広場	市内のNPO法人や大学が親子を対象にした広場を実施しています。子育てに関する情報提供も行います。	子育て支援課
	113 ★まつど子育て応援大作戦事業～まつどリーム事業	子育てをすることが楽しく幸せに感じることができるように、ホームページでの情報提供を行うとともに、市内商業施設・地域の方々等と連携し、子ども達を暖かく見守り、子育てを応援する取組を構築します。	子育て支援課 市民課 商工観光課 IT推進課
	114 ★子育てスタッフ養成講座	子育て支援スタッフ養成のための講座を実施し、講座修了生や保育士、幼稚園教諭等すでに資格を持っている人をネットワークに登録し、市内子育て支援事業の様々な場で活躍できるような人材バンクを創設します。	子育て支援課

II-2-② 学校区から広げるネットワークづくりをする

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 学校を核としたネットワーク	115 ★学校支援地域連携事業	学校を核にした地域コミュニティづくり事業を推進するため、学校支援地域本部を設置し、学校・市民・行政の協働で取り組む学校支援を行います。	生涯学習本部 企画管理室
	116 学校施設活用業務	地域住民やNPOの方々により運営される子ども教室を学校に開放し、学校が取り組む地域連携活動や放課後児童クラブ等との連携を図ることにより、学校を核にした地域コミュニティづくりを推進します。	生涯学習本部 企画管理室
	117 子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	青少年課
	118 スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子ども達の集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課
2 幼稚園・保育所・小学校の連携	119 認定こども園制度	幼稚園と保育所等が就学前の子どもに教育・子育てを一体的に行う認定こども園を、需要に応じ検討していきます。	子育て支援課 保育課
	120 幼・保・小の連携の推進	幼稚園と保育所、小学校相互との連携が図れるようにするため、関係機関の情報交換会等を進めます。	子育て支援課 保育課 生涯学習本部 企画管理室

実施事業一覧表

Ⅲ. 全ての子どもが自分らしい夢を持てるようになる

Ⅲ-1 子どもが学ぶことが楽しくなる

Ⅲ-1-① 子どもの学び力を向上させる

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 小中学校の 学力レベルの向上	121 ★小中学校の 学力レベルの向上	基礎学力の一層の定着と応用力の向上に取り組みます。	生涯学習本部 企画管理室 指導課
	122 国際理解教育事業	市内中学校20校と近隣小学校へのALT等の配置を通じて国際的視野を持つ児童生徒の育成を図ります。	指導課
	123 学校図書館活性化	松戸市内の学校図書館の充実及び活性化のために学校巡回図書館司書を定期的に派遣する制度を充実します。	指導課
	124 スタッフ派遣制度	児童生徒の基礎基本である4Rs(読み・書き・計算・責任)の定着を図るために、スタッフ派遣制度を実施します。	生涯学習本部 企画管理室
2 教育的ニーズに応じた 子どもの支援	★教育的ニーズに応じた 子どもの支援	一人一人の自立と社会参加を目指し、教職員の専門性を向上させ、校内体制を整備していきます。さらに個別の指導計画を作成し、個に応じた指導・支援を必要に応じて行っています。巡回相談の充実とともに関係機関との連携を図りながら外からの支援を行っていきます。	教育研究所
3 家庭学習などによる 学力の向上	家庭学習などによる 学力の向上	家庭学習の習慣や基本的生活習慣について家族との協力を図り、学力の向上を目指します。	指導課

Ⅲ-1-② 目標に挑戦する力を持たせる

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 多様なコンクールや コンテストなど	127 小中学校発表会 実施事業	小中合同音楽会、小中合唱合奏発表会、隔年実施の生徒活動発表会、小中書初め展、小中造形展等の各分野で児童生徒が持っている優れた力を発揮する事業を実施します。	指導課
2 小中学校 各種体育大会	128 小中体連事業 関係業務	各種体育大会の安全かつ円滑な運営を支援し、体育活動の振興と体力向上を図ります。	保健体育課
	129 各種体育大会 開催業務	各種体育大会への積極的参加を奨励し、スポーツ振興と競技力向上を図ります。	保健体育課
3 部活動の推進	130 各種大会開催業務	運動、音楽等の文化活動の大会、コンクールを実施しています。	指導課 保健体育課
4 海外ホームステイを 経験する	131 青少年姉妹都市 派遣事業	市内中高生の英語力向上と、国際感覚の醸成を目的に、(財)松戸市国際交流協会を通じて姉妹都市のオーストラリア ホワイトホース市へ英語スピーチコンテストの優秀者を派遣し、ショートステイプログラムを実施しています。	市民環境本部 企画管理室

Ⅲ-1-③ 学び続けるために経済的支援をする

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 小中学校の就学を支援	132 小中学校就学援助制度	経済的理由で就学が困難と認められる児童・生徒に学用品や給食の費用などを援助します。	学務課
2 高等学校就学支援	133 高等学校入学資金貸付金	経済的理由により、高等学校の入学が困難な児童の保護者に対し、入学時に必要な入学金等の一時金を貸付します。	子育て支援課
	134 高等学校修学資金援護費	経済的理由により、高等学校への就学が困難な児童の保護者に対し、修学資金を援助します。	子育て支援課
	135 松本清奨学資金援護費	児童の健全育成を図るため、経済的理由により、高等学校への就学が困難な児童の保護者に対し、就学資金を援助します。	子育て支援課
3 幼児教育支援事業	136 幼稚園就園奨励費補助金	公認の私立幼稚園に通園する幼児を持つ保護者へ、入園料、保育料にかかる負担を軽減するために補助をします。	教育総務課
	137 私立幼稚園児補助金	公認の私立幼稚園に通園する幼児を持つ保護者へ、教材等に係る負担を軽減するために補助をします。	教育総務課
	138 私立幼稚園振興費補助金	私立幼稚園の費用負担を軽減し、幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園設置者に対し補助をします。	教育総務課

Ⅲ-2 子どもが色々な生き方を学ぶことができる

Ⅲ-2-① 子どもが将来の夢を仕事を見つけるために色々な体験をする

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 学校教育における体験授業等	139 職場体験活動	児童生徒の職場見学・体験受け入れ可能な企業リスト一覧を市内小中学校に配布し、児童生徒の職場見学・体験を支援しています。	指導課
	140 キャリア教育	キャリア教育として高校生が将来の自分づくりのために地域の企業家、専門家などの社会人から職業観などの生き方についての授業を受ける支援をしています。	市立高校
2 多様な職業の体験	141 農業体験活動	子ども農山漁村交流プロジェクトなどのパンフレット等を配布し、キャリア教育の一部としての体験を支援しています。	指導課
	142 職人の技体験活動	キャリア教育の一部として、職人の技を体験できる機会を設けています。	指導課
3 ボランティア活動体験	143 Let's体験事業	中高生や高校生が夏休み期間を活用し、地域の様々な課題解決に取り組む市民活動団体の活動現場でボランティア活動を体験します。	協働推進課
4 文化伝承の体験	144 博物館事業	『見て・触れて・体全体で感じる』体験型博物館です。常設展示室では3万年前の旧石器時代から1960年代の常盤平団地の誕生まで、松戸3万年の歴史を展示しています。また、縄文時代の竪穴式住居を3棟復元し、内部を見学することができます。	博物館
	145 戸定歴史館事業	最後の水戸藩主・徳川昭武の屋敷であった戸定邸を中核として整備された博物館です。主に松戸徳川家資料4千点が収蔵されています。	戸定歴史館

実施事業一覧表

Ⅲ-2-② いい友達や先輩に出会うために年齢や地域などを越えた交流を推進する

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 こどもの自主活動を推進	146 児童福祉館事業	18歳未満の児童等を対象にした施設です。イベント・講座等も実施しています。また、市内の公共施設に出向いて実施する、移動児童館も行っています。	子育て支援課
	147 こども館事業	18歳未満の児童等を対象にした施設です。イベント・講座等も実施しています。	子育て支援課
	148 青少年会館事業	小学生から35歳までの人を対象に仲間づくりの場や学習機会を提供しています。講座等の開催も行っています。	公民館 (青少年会館)
	149 ボーイ・ガールスカウト補助金	青少年の健全育成を目的として奉仕の精神を身につけ、人や社会のために貢献できる人格形成を目指し、市内のボーイスカウト団及びガールスカウト団の育成活動を行っています。	公民館 (青少年会館)
	150 松戸少年少女発明クラブ補助金	青少年の自由闊達な想像力を尊重し、科学技術に対する夢と情熱を育み、想像力豊かな人間形成を図ることを目的として、実施されている少年少女発明クラブに補助しています。	社会教育課
	151 こども祭り開催業務	市内の子ども達が一同に集い、各種催し物への参加を通じ楽しい1日を過ごすことにより「子ども達の交流」「親子のふれあい」を図る青少年の健全育成事業です。	青少年課
	152 ★こどもフォーラム事業	子どもが自分らしい夢を持ち、それに向かって努力することができるようになるために、将来の自分について具体的に考え、意見交換し、発表する機会を作ります。	子育て支援課
	153 ★児童生徒ふれあい事業	市内のいろいろな地域の子ども達と友達になり、より多くの体験や経験をすることで自分の夢を見つけていきます。	指導課
154 スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子ども達の集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課	
2 こどもの社会参加活動を推進	155 子ども会活動支援事業	子ども達を育む地域活動の中で中心的役割を担っている松戸市子ども会育成会連絡協議会及び単位子ども会に対し、子どもの健全育成を図るための支援を行います。	青少年課
	156 こどもモニター事業	小中学生に子どもから見た市政に対する要望・意見の具申及びこども新聞の取材・編集を行ってまいります。	青少年課

Ⅲ-3 子どもが趣味特技を持てるようにする

Ⅲ-3-① 感性等を豊かにするための活動を推進する

分類	事業名称	概要	担当部署等
文化や芸術に 1 ふれあう機会の提供	157 ★(仮)文化・伝統・芸術ふれあい事業	子ども達が歴史・文化・伝統にふれる機会を増やし、ふるさと松戸を愛する心を育みます。市内にある様々な文化施設に、子ども達が訪れやすいようにします。	教育委員会 企画管理室
	158 各種スポーツ大会	日頃の練習の成果を競い合う機会です。	保健体育課
	159 小中学校合唱合奏発表会	日頃の音楽活動の成果を発表する機会です。	指導課

Ⅲ-3-② 子どもが地域の活動に参加できる

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 ボランティア活動体験	160 Let's体験事業	中高生や高校生が夏休み期間を活用し、地域の様々な課題解決に取り組む市民活動団体の活動現場でボランティア活動を体験します。	協働推進課
	161 地域への社会奉仕活動	社会福祉施設への訪問やクリーン作戦を実施します。	指導課

IV. 全ての子どもが健やかに成長することができる

IV-1 子どもの健康・成長を支援する

IV-1-① 子ども・妊産婦の健康を守る

分類	事業名称		概要	担当部署等
1 健康松戸21	162	健康松戸21	国の「健康日本」及び「健やか親子21」の指針を受け、平成14年8月に健康づくりの6本柱と母子保健の2本柱を健康課題とした「健康松戸21」を策定し、「たばこと健康」「育児支援」「運動・身体活動」等を中心に取り組んでいます。	保健福祉課
2 地域医療保健計画	163	地域保健医療計画	明るい健康都市づくりを進めるため、生涯を通じた自主的な健康づくりの推進や、包括医療システム構築を目的に策定しました。	保健福祉課
3 母性の健康の保持増進	164	妊婦健康診査	妊娠中14回、委託医療機関で受ける健康診査の費用の一部を助成します。	保健福祉課
	165	妊婦歯科健康診査	妊娠期間中1回、市内の歯科委託機関で1回無料で健康診査を受けられます。	保健福祉課
	166	ママパパ学級	安心してお産に臨めるように、妊娠・出産・育児についての講話、妊娠の疑似体験、赤ちゃんのおむつ交換、沐浴などの体験ができます。	保健福祉課
4 乳幼児の健康の保持増進	167	新生児訪問	生後28日以内に市内在住の新生児を助産師・保健師が訪問して健康相談に応じます。	保健福祉課
	168	乳児家庭全戸訪問	生後4ヶ月までの乳児がいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みを聞きながら助言を行うとともに、適切な保健サービスの提供と社会からの孤立を防ぐことで、虐待の予防を図ります。	保健福祉課
	169	乳幼児健診	乳幼児の健康の保持増進を図るため、「乳児一般健康診査」「先天性股関節脱臼検診」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」を実施しています。	保健福祉課
	170	予防接種事業	病気から子どもを守り、感染症に対する抵抗力をつくるために予防接種を実施します。	保健福祉課
	171	小児医療センター	新生児を含む小児の総合的医療を目的として、小児科、小児外科、新生児科からなる小児医療センターを開設しています。	市立病院 企画管理室
	172	夜間小児急病センター	子どもが夜間、急に具合が悪くなったときに利用できる夜間小児急病センターを開設しています。	保健福祉課

IV-1-② 障害を持つ子どもの健やかな成長を支援する

分類	事業名称		概要	担当部署等
1 こども発達センター事業の充実	173	外来療育業務	こども発達センターで診察を受けた子どもで、集団の中で人や物への関心を広げたり、人との関わりを積み重ねるなど発達の流れに対する援助が必要と思われる子どもを対象に外来療育を行います。	健康福祉会館
	174	通園保育業務	就学前の障害を持つ子どもを対象とし、日々通園する中で、生活や遊びを通して主に生活面を自立に向けていくために、保育を基盤とした支援を行います。	健康福祉会館
	175	★障害のある子どもに対する地域支援の充実	こども発達センターの機能を活用し、障害児に関わる担当課の連携の下、誕生から学齢期までの障害児が安心してサポートを受けられる連携体制を構築します。	障害福祉課 こども発達センター 保健福祉課 子育て支援課 保育課 教育研究所

実施事業一覧表

IV-2 子どもが抱える課題をなくす

IV-2-① 要保護児童を支援する

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 自立まで切れ目のない支援	176 子どもと女性暴力防止地域対策協議会	要保護児童に係る情報の共有化や関係機関の役割分担の明確化等を図るため協議会を実施します。	子育て支援課
	177 児童相談所との連携	児童相談所と連携しながら助言・指導、調整および一時的な保護を行います。	子育て支援課
	178 ★児童家庭支援センターとの連携	児童養護施設晴香園に設置される児童家庭支援センターと協力・連携し18歳未満の子どもと家族に関する様々な相談を受け付けます。	子育て支援課

IV-2-② 子どもの不安や悩みを解消する

分類	事業名称	概要	担当部署等
1 子どもからの相談	179 教育相談・就学相談	小中学生の教育上の悩みや幼児の就学に関する悩みについて、専門的立場から相談に応じます。	教育研究所
	180 友人・家族・学校・非行等の相談	子どもの悩み事(学校のこと、家庭のこと、いじめのこと、体のこと等)の相談について、電話で受け付けます。	青少年課
	181 こどもSOSカードの配布	家庭児童相談の連絡先をカードにして、子ども達に配布します。	子育て支援課
	182 青少年相談員の相談	青少年相談員が青少年の実態を把握し、青少年に関する各般の問題について相談に応じ、その助言指導にあたります。	青少年課
2 親からの相談	183 ★児童家庭支援センターとの連携	児童養護施設晴香園に設置される児童家庭支援センターと協力・連携し18歳未満の子どもと家族に関する様々な相談を受け付けます。	子育て支援課
	184 家庭児童相談(家庭児童相談室)	家庭問題や児童の養育上の問題やしつけ等について、専門の相談員が相談に応じます。	子育て支援課
	185 健康相談	母子の健康や育児について保健師・栄養士・歯科衛生士・理学療法士が相談に応じます。	保健福祉課
	186 メール、電話の育児相談(地域子育て支援センター)	子育て支援センターの保育士が、メールや電話で育児についての相談に応じます。	子育て支援課
	187 およこDE広場の相談	およこDE広場のスタッフが、育児についての相談に応じます。	子育て支援課
	188 青少年相談	子どもの悩み事や非行防止のことなどについて相談に応じます。	青少年課
	189 教育相談	小中学生の教育上の悩みや就学前児の就学に関する悩みについて、専門的立場から相談に応じます。	教育研究所
	190 発達相談	発達障害の早期発見・早期療育を実現するため、子どもたちの発達に関する相談を行います。	こども発達センター
3 学校における相談	191 スクールカウンセラー業務	児童生徒の不登校や心の悩みの問題について適切な対応を図るため、スクールカウンセラーを中学校に配置します。	教育研究所
	192 学校教育相談業務	児童生徒の心の悩みの問題について適切な対応を図るため、教育相談担当教諭や養護教諭が相談にあたります。	教育研究所
	193 適応指導教室	主に不登校について教育相談に来談する市内の児童生徒を対象に、学校復帰をめざして、支援する教室を運営します。	教育研究所

IV-2-③ 思春期の子どもに対する支援をする

分類	事業名称		概要	担当部署等
1 非行防止を推進する	194	青少年の健全育成事業(非行防止)	少年補導員の協力を得て街頭補導活動を行い注意や助言を与えます。	青少年課
	195	青少年相談員活動の促進	地域のよき相談相手として青少年相談員活動を通じて非行防止を推進します。	青少年課
2 子どもの意見(話)を聞く機会	196	★若者塾の実施	地域社会で活躍するさまざまな職業や経歴の大人たちと触れ合い、生き方や働き方の多様性に気づくことにより子どもが自らの可能性を信じて成長することを支援できるようなワークショップを開催します。	子育て支援課 青少年課
3 思春期の子を持つ親への支援	197	親のための性教育	思春期の子どもを持つ親が「性の健康」について正しい知識を持ち、子どもへの適切な対応ができるように取り組んでいきます。	保健福祉課 女性センター

新規・拡大事業一覧表

I 子どもにとって安らげる家庭・家族であること	I-1 子育ての充実感を持つことができる					
	事業番号	事業名称	概要	担当部署等	区分	掲載
	1	子育てホームページ事業	子育てに関する情報は、雑誌やインターネットなどで入手しやすくなっている一方、子どもの育ちは一人一人違うことによる発達の違いや、自分の育児の的確な情報を得る機会が少ないために不安を感じる保護者もいます。しかし、親になることは皆初めてのため、不安があるのは当たり前のことです。市では、ホームページによる子育てに関する情報発信の一元化を図っています。このホームページをより一層充実するとともに、インターネットを活用して個人個人が必要な情報の提供や知りたい情報が的確に取得できるシステムを構築します。	子育て支援課	拡大	P28
	17	子ども読書支援センター	幼児・児童読書普及事業の推進を図るため、「子ども読書推進センター」を設置し、児童読書活動を行うボランティア等に対する支援を充実します。	図書館	新規	P28
	34	乳幼児一時預かり事業の拡充	子育て中の保護者の負担感の軽減やリフレッシュを目的として、理由を問わず、未就学児を4時間まで預かる乳幼児一時預かり事業を拡大します。	子育て支援課	拡大	P29
	36	ファミリー・サポート・センター事業の充実	ファミリー・サポート・センター事業は、利用会員に対し、提供会員が不足しがちです。出産直後の支援制度と育児支援制度の機能の充実や対象年齢拡大などのより利用しやすい仕組みを構築します。	子育て支援課	拡大	P29
	39	授乳・おむつ替えスペース（赤ちゃんぼけっと）の提供事業	乳幼児を連れた保護者の方が、安心して出かけることができるように、市内の施設で授乳とオムツ替えができるスペースを提供しています。市内の公共施設や商業施設などの提供する施設を拡充します。	子育て支援課	拡大	P30
	I-2 親として子どもを育てる力（おやぢから）を向上する					
	事業番号	事業名称	概要	担当部署等	区分	掲載
	49・50	父親のための情報提供	父親になる人が、親として子どもを育てる力を育むことへの支援として父子手帳を作成し、発行します。また、子育て支援事業の情報誌やパンフレットにも父親の子育て支援を含め、子育ての知識や心構えなどの情報を提供します。	女性センター	新規	P38
	65～72	ひとり親家庭支援コーディネート事業	ひとり親家庭に対する様々な支援制度等に総合的に対応するため、ひとり親の家庭に対する支援のコーディネートをする仕組みを構築します。	子育て支援課	新規	P38
	I-3 親が子どものために家庭と仕事の両立ができる環境を整える					
	事業番号	事業名称	概要	担当部署等	区分	掲載
	33 73～76 85	保育事業の充実	保育需要に応じ、認可保育所を整備していくと共に、多様な就労形態に適應できるように一時預かり・特定保育の充実はもとより、延長保育や休日保育についても検討を進めていきます。また、耐震化対応など施設の老朽化対策を推進します。公立保育所の民営化については業務委託中の保育所の移管を進めると共に、社会環境の変化に応じ対応していきます。	保育課	拡大	P43
	78・79	放課後児童クラブ事業の充実	放課後児童クラブは、利用する児童の自立性や創造性などを養うことを目的とする事業として、質の向上を推進します。そのために、専門家等による事業評価に基づき、運営法人と連携してクラブ事業の質の向上を推進していきます。また、老朽化した施設や小学校から遠距離にある施設の改修等の対策を推進します。	子育て支援課	拡大	P43
	I-4 虐待等が起こらないようにする					
	事業番号	事業名称	概要	担当部署等	区分	掲載
	93	児童家庭支援センターとの連携	子育てに不安を感じている保護者への助言、指導、調整および、一時的な保護をする児童家庭支援センター（児童養護施設晴香園）と千葉県柏児童相談所と松戸市子育て支援課家庭児童相談室との連携を図ります。	子育て支援課	新規	P47

II-1 子どもが安心して過ごすことができる地域をつくる					
事業番号	事業名称	概要	担当部署等	区分	掲載
100	地域放課後児童支援事業の実施	小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、学習やスポーツ、文化活動等のさまざまな事業を行い、子どもから広がる地域の子育て力を育成します。	子育て支援課	新規	P57
108	子育て応援大作戦～まつドリーム事業	子育てをすることが楽しく幸せに感じることができるように、市内商業施設・地域の方々等と連携し、ホームページでの情報提供を行いながら、子ども達を暖かく見守り、子育てを応援する取組を構築します。 ※主な活動内容 子育てみらいカード導入による企業のサービスと、既に実施されている「赤ちゃんぼけっと」「こども110番」事業などを一体化した、応援ネットワークを構築します。	子育て支援課 商工観光課 IT推進課 市民課	新規	P57
II-2 子どもとのふれあいを通じて多様な人々がつながるネットワークができる					
事業番号	事業名称	概要	担当部署等	区分	掲載
110	地域子育ての拠点の充実と子育てコーディネーター事業の推進	地域子育て支援センターとおやこDE広場は、乳幼児とその保護者のための施設として、様々な情報の発信や子育てコーディネーターの配置など子育て支援の拠点として位置付けます。子育て中の保護者が楽しく子育てし続ける事ができるように、おやこDE広場、地域子育て支援センターをはじめ、公園、施設など子どもを連れて遊びに行くことができる場所を充実するとともに、乳幼児を対象としたイベントや子育てサークルの支援なども充実します。	子育て支援課	新規	P64
113	子育て応援大作戦～まつドリーム事業(再掲)	子育てをすることが楽しく幸せに感じることができるように、市内商業施設・地域の方々等と連携し、ホームページでの情報提供を行いながら、子ども達を暖かく見守り、子育てを応援する取組を構築します。 ※主な活動内容 子育て未来カードを導入し、既に実施されている「赤ちゃんぼけっと」「こども110番」事業などと一体化した、地域での子育て応援ネットワークを構築します。	子育て支援課 商工観光課 IT推進課 市民課	新規	P64
114	子育てスタッフ養成講座	子育て支援スタッフ養成のための講座を実施し、講座修了生や保育士、幼稚園教諭等すでに資格を持っている人をネットワークに登録し、市内子育て支援事業の様々な場で活躍できるような人材バンクを創設します。	子育て支援課	新規	P65
115	学校支援地域連携事業	学校の求めと地域の実情に応じた、学校・家庭・地域が一体となった学校支援環境の整備を推進する地域組織のあり方を研究していきます。子どもが地域の大人たちとのふれあうことや多様な経験をすることにより生きる力が育成されます。	生涯学習本部 企画管理室	拡大	P65

II 子どもから広がる地域づくり

新規・拡大事業一覧表

Ⅲ 全ての子どもが自分らしい夢を 持てるようになる	Ⅲ-1 子どもが学ぶことが楽しくなる					
	事業番号	事業名称	概要	担当部署等	区分	掲載
	121	小中学校の学力レベルの向上	<p>全国学力学習状況調査における、松戸市の児童生徒の学力はほぼ全国と同じ傾向です。基礎的・基本的な問題の正答率は高く、応用的な問題の正答率が低い傾向にあります。松戸市教育委員会として引き続き基礎学力の一層の定着と応用力の向上に取り組んでいきます。</p> <p>また、学習規律や家庭学習の習慣等が学力に影響しています。学校では授業の改善や学習規律の確立の取組を行うとともに、基本的な生活習慣について家庭への協力を求めていく必要があります。</p> <p>教育委員会は、学校への授業力向上への取組や生徒指導体制確立への支援を図っていきます。</p>	生涯学習本部 企画管理室	拡大	P75
	125	教育的ニーズに応じた子どもへの支援の充実	<p>一人一人の自立と社会参加を目指し、教職員の専門性を向上させ、校内体制を整備していきます。さらに個別の指導計画を作成し、個に応じた指導・支援を行っていきます。巡回相談の充実とともに関係機関との連携を図りながら支援を行っていきます。</p>	教育研究所	拡大	P75
	Ⅲ-2 子どもが色々な生き方を学ぶことができる					
	事業番号	事業名称	概要	担当部署等	区分	掲載
	152	こどもフォーラム事業	<p>子どもが自分らしい夢を持ち、それに向かって努力することができるようになるために、将来の自分について具体的に考え、意見交換し、発表する機会を作ります。</p>	子育て支援課	新規	P84
	153	児童生徒ふれあい事業	<p>平成21年度に実施したこどもフォーラムからの意見です。子ども達から、「松戸市内のいろいろな地域の子どもたちと友達になり、より多くの体験や経験をすることで自分の夢を見つけたい」との意見が出されました。</p> <p>松戸市教育委員会の取り組んでいるスポーツ・文化・芸術活動などの機会を通して市内他校の児童生徒が切磋琢磨するとともに、認め合い、励まし合うことのできるふれあい活動を推進していきます。</p>	指導課	拡大	P84
	Ⅲ-3 子どもが趣味・特技を持てるようにする					
	事業番号	事業名称	概要	担当部署等	区分	掲載
157	(仮称)文化・伝統・芸術ふれあい事業	<p>子ども達が歴史・文化・伝統にふれる機会を増やし、ふるさと松戸を愛する心を育みます。市内にある様々な文化施設に、子ども達が訪れやすいようにします。</p>	生涯学習本部 企画管理室	新規	P89	

IV 成長すること が できる 子ども が 健やか に	IV-1 子どもの健康・成長を支援する				
	事業 番号	事業名称	概要	担当部署等	区分 掲載
	175	障害のある子ども に対する地域支援の充実	<p>誕生から学齢期 までの障害のある子どもへの支援を継続し、より充実させていくためには各課の連携を基本とした、仕組みとしての障害児の地域支援システムを確立していくことが重要です。</p> <p>システムづくりには障害児に関わるすべての関係機関による実務者会議等を持ち、障害児支援を進めていく上での問題点を共有し、しっかりと連携した支援により安心してサポートが受けられることが望まれます。</p> <p>障害福祉計画の中で、障害のある子どものための支援について、障害福祉課、子ども発達センター、保健福祉課、子育て支援課、保育課、教育委員会教育研究所等の関係部署の連携体制を構築し、学校、保育所、幼稚園、障害児施設、放課後児童クラブ等の地域の支援の充実を図ります。</p>	<p>障害福祉課 子ども発達センター 保健福祉課 子育て支援課 保育課 教育研究所</p>	新規 P99
	IV-2 子どもが抱える課題をなくす				
	事業 番号	事業名称	概要	担当部署等	区分 掲載
	178・183	児童家庭支援センター との連携(再掲)	<p>児童養護施設晴香園に設置される児童家庭支援センターと協力・連携し18歳未満の子どもに関する様々な相談を受け付けます。また、児童相談所と連携しながら助言・指導、調整および一時的な保護を行います。</p>	子育て支援課	新規 P106
196	(仮称)若者塾の実施	<p>地域社会で活躍するさまざまな職業や経歴の大人たちと触れ合い、生き方や働き方の多様性に気づくことにより子どもが自らの可能性を信じて成長することを支援できるようにします。</p>	子育て支援課 青少年課	新規 P106	

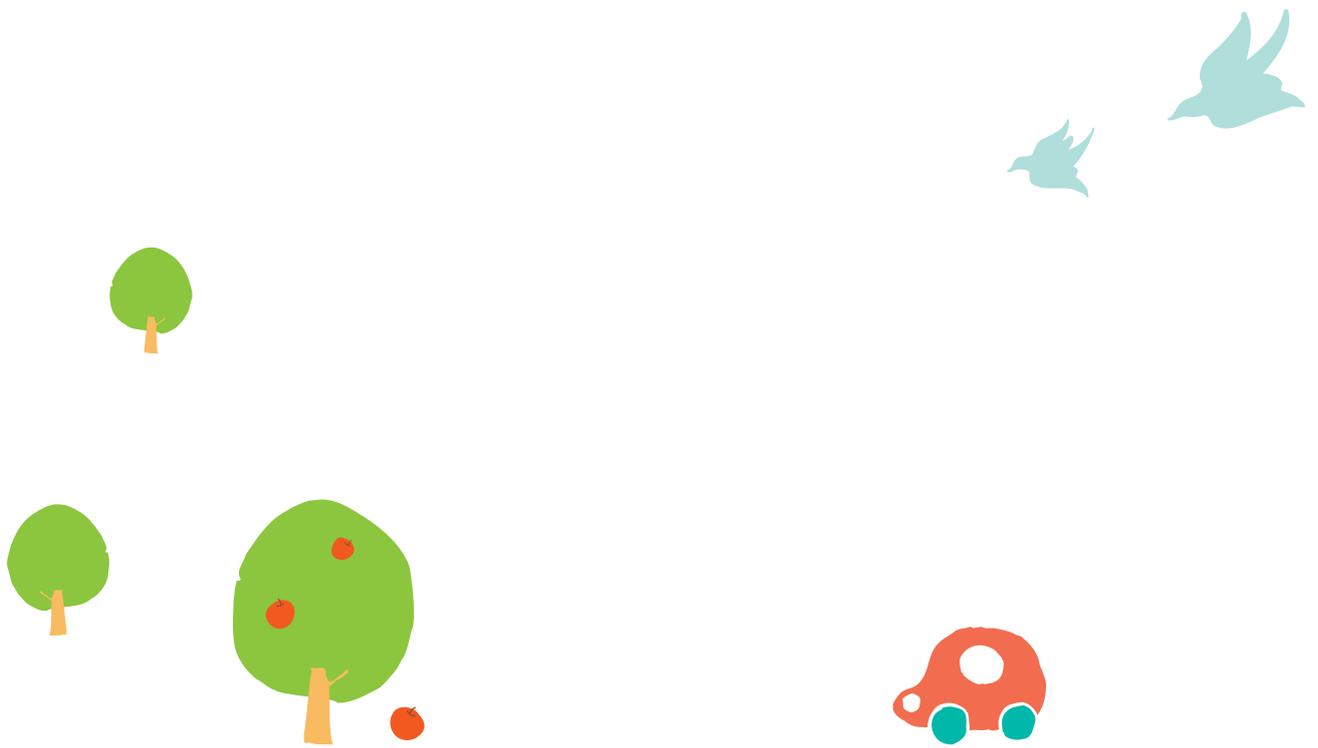
用語解説

用語	説明	掲載
子ども	この計画で表記される「子ども(こども)」とは、おおむね18歳未満の人をいいます。	
地域	この計画で表記される「地域」とは、子ども自身と家族を除いた全ての人や施設をいいます。	
年齢3区分	0歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の高齢人口で区分したものの。	P4
合計特殊出生率	女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を求めたもの。	P4
人口推計	男女別・年齢別に生残率、純移動率、出生率の仮定を設けて、基準年から次年次の松戸市の人口の推計を行ったもの。	P5
封鎖人口	転出入が一切なく出生数、生残率に規定される理論上の人口のこと。	P5
現実型	現実的な人口推計。 市内の日本人の人口推計をするのに、生残率・出生率に「日本の将来推計人口平成18年12月」、純移動率にH15年度～H19年度の5年平均を使用。 市内の外国人の人口推計をするのに、生残率に「日本の将来推計人口平成18年12月」・出生率にH17年度～H19年度の市外国人の平均値・純移動率にH15年度～H19年度の5年平均を使用。 それぞれ出た推計を足したもの。	P5
中間(高)型	現実型に近い人口推計。 市内の日本人の人口推計をするのに、生残率・出生率に「日本の将来推計人口平成18年12月」、純移動率にH17年度～H19年度の5年平均を使用。 市内の外国人の人口推計をするのに、生残率に「日本の将来推計人口平成18年12月」・出生率にH17年度～H19年度の市外国人の3年平均・純移動率にH17年度～H19年度の3年平均を使用。 それぞれ出た推計を足したもの。	P5
中間(低)型	楽観型に近い人口推計。 市内の日本人の人口推計をするのに、生残率に「日本の将来推計人口平成18年12月」・出生率に「市年齢別・11地域別出生率(市作成版)」純移動率にH15年度～H19年度の5年平均を使用。 市内の外国人の人口推計をするのに、生残率に「日本の将来推計人口平成18年12月」・出生率にH15年度～H19年度の市外国人の5年平均・純移動率にH15年度～H19年度の5年平均を使用。 それぞれ出た推計を足したもの。	P5
楽観型	楽観的な人口推計。 市内の日本人の人口推計をするのに、生残率に「日本の将来推計人口平成18年12月」・出生率に「市年齢別・11地域別出生率(市作成版)」純移動率にH17年度～H19年度の3年平均を使用。 市内の外国人の人口推計をするのに、生残率に「日本の将来推計人口平成18年12月」・出生率にH15年度～H19年度の市外国人の平均値・純移動率にH17年度～H19年度の3年平均を使用。 それぞれ出た推計を足したもの。	P5
団塊世代	日本において、1947年(昭和22年)～1949年(24年)に生まれた世代を指す。この世代の出生数は約800万人とされている。	P6
団塊ジュニア	日本において、1971年(昭和46年)から1974年(昭和49年)に生まれた世代を指す。1970年(昭和45年)生まれも含まれる場合もある。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。	P6

用語	説明	掲載
子育て情報ホームページ	市内の子育て情報を行政・民間を問わず掲載したホームページのこと。平成21年度までは松戸市協働事業として実施している。	P21
おやこDE広場	地域子育て支援事業(ひろば型)。 公共施設内等で乳幼児の保護者を対象にした交流の場の提供する事業。子育て相談、情報の提供、子育て講座の実施等を行っている。	P21
地域子育て支援センター	地域子育て支援事業(センター型)。 民間保育所内で乳幼児の保護者を対象にした交流の場の提供する事業。子育て相談、情報の提供、子育て講座の実施等を行っている。	P21
健康松戸21	国の「健康日本」及び「健やか親子21」の指針を受け、松戸市では平成14年8月に健康づくりの6本柱と母子保健の2本柱を健康課題とした「健康松戸21」を策定した。	P21
ママパパ学級	初めて子どもが生まれる家庭を対象に、妊娠出産育児についての講話や、妊婦の疑似体験、赤ちゃんのおむつ交換や沐浴などの練習を行う講座。	P21
ファミリー・サポート・センター	地域において子どもの預かり等を行いたい者と援助を受けたい者からなる組織の運営を行う事業。	P21
こどもショートステイ	保護者が疾病、疲労、その他身体上若しくは精神上又は環境上の理由により子どもの養育が一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う預かりを行う事業。	P21
児童手当	小学校6年生までの児童を養育している人に、手当を支給することにより、家庭における生活の安定と児童の健全な育成に役立てることを目的とした制度。	P31
乳幼児医療費助成制度	乳幼児(小学校就学前)の医療費を負担する保護者に保険診療分の医療費の助成を行う制度。	P31
放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業。	P31
松戸市食育推進計画	市民が「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことができるよう、3つの基本目標からなる「松戸市食育推進計画」を平成20年3月に策定。	P33
延長保育	民間保育所で、11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長を行う事業。	P39
一時預かり保育	保育所等を利用していない家庭等の子どもを、理由を問わず保育所で一時的に預かる事業。	P39
特定保育	パートタイム勤務や育児短時間勤務等保護者の就労形態の多様化等に対応するため、週に2～3回保育所での保育を実施する事業。	P41
児童家庭支援センター	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、地域の児童の福祉に関する問題について、子ども、親、地域住民等の相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設。	P47
児童相談所	児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関のことです。家庭や学校などからの相談の受け付けや、必要な調査並びに判定を行い、それに基づいて必要な指導を行う。また、児童の一時保護も行う。	P47

用語解説

用語	説明	掲載
児童福祉館	児童福祉法に基づく児童福祉施設(児童厚生施設)で、0～18歳未満の子どもたちを、遊びを通じて健全に育成する施設。	P51
こども館	0～18歳未満の子どもたちを、遊びを通じて健全に育成する施設。	P51
青少年会館	小学生から30歳までの人を対象にした施設。講座等の実施や仲間づくりの場・学習機会を提供し、地域社会で自己・相互に活動する青少年の育成を目指している。	P51
スクールガード	学校や子どもの安全を確保するために、学校が中心となり保護者や地域住民により組織された防犯ボランティア。	P51
子ども会	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が、指導者やリーダー、育成者の助けを受けながら、楽しい活動を計画的に続けていく子どもの集団。	P59
4Rs	学校教育において児童生徒に定着させるべき基礎基本のこと。読み(Reading)・書き(Writing)・計算(Arithmetic)・社会生活において必要な姿勢・責任(Responsibility)を指す。	P69
スタッフ派遣	市内の各小中学校が教育課題解決のために作成した、独自の経営プランに沿って、学校が、必要とするスタッフを教育委員会が学校に派遣することで、基礎基本を定着させるとともに、特色ある学校づくりの実現を目指す制度。	P69
就学援助制度	経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者及び特別支援学校(盲学校・聾学校・養護学校)の児童生徒の保護者に対し、就学に要する諸経費を援助する制度。	P69
核家族	国勢調査では、調査単位である一般世帯を世帯主との続柄に基づいて各種の家族類型に区分し、夫婦のみ、夫婦と子ども、父親又は母親と子どもから成る家族を、核家族世帯としている。	P79
小児医療センター	新生児を含む小児の総合的医療を目的として、小児科、小児外科、新生児科からなる施設。松戸市立病院内に設置され、院内各科と連携をとりながら小児医療に取り組んでいる。	P93
夜間小児急病センター	中学生までの子どもを対象として、夜になり急に具合が悪くなった子どもに、翌朝までの応急手当をする施設。	P93
こども発達センター	育ちに不安のある子どもや、心身の発達に遅れのある子どもに対しての相談・支援を行う他、就学前の障害を持つ子どもに対し、保育を基盤とした支援を行う施設。	P93
特別支援学校等放課後児童クラブ	特別支援学校等に通学する障害をもつ子どもが、放課後や休日等に集団で生活することにより、その健全な育成を図ることを目的とする事業。	P93



松戸市次世代育成支援行動計画

【後期計画】

発行 松戸市

〒271-8588 松戸市根本387番地の5

TEL:047-366-7347

FAX:047-365-1009

編集 松戸市 健康福祉本部子育て担当部 子育て支援課